こどもの意見反映に向けた取り組み

1.法令根拠

こども基本法第11条において、こども施策の策定・実施・評価にあたっては、こどもや若者、子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが、国及び地方公共団体に義務付けられている。

2. 実施日時・場所

日 時:令和6年7月14日(日)10:50~11:30

場 所:戸田市新曽南多世代交流館(さくらパル)会議体:戸田市子ども会リーダー研修会内にて実施

3. 実施方法

参加者 小学校 5 年生、4 3 人を対象に、 6 グループに分け、グループワークを実施

(意見テーマ)

自宅や学校以外で戸田市にどんな場所があれば居たいと思うか。

(活動の様子)





4.意見聴取結果

こどもの居場所の認知度

	はい	いいえ
こどもの居場所を知っているか	2 7人	16人
こどもの居場所サイトを見たことがあるか	3人	40人
こどもの居場所に行ったことがあるか	18人	25人

グループワークで出た意見

- ・フリーWi-Fiがあって、勉強や遊び、ゆっくり過ごせる場所
- ・こどものみの部屋
- ・こどもだけでなく、おじいちゃんおばあちゃんも一緒に過ごせる場所

5 . 今後の展開

- ・こどもの居場所の更なる周知
- ・意見を「こどもの居場所ネットワーク」での情報共有を図る



第2回戸田市児童福祉審議会 令和6年7月25日